

## 特集《支部と地域知財》

## 北海道支部と北海道地域の知財について



平成 26 年度日本弁理士会北海道支部長 佐川 慎悟

## 要 約

北海道支部は、会員数は 9 支部の中で最も少ないが、ベテラン弁理士と若手弁理士とが協力しながら少数精鋭を意識して活動しており、北海道経済産業局や北海道、札幌市その他の地方公共団体をはじめ、北海道発明協会や他の士業、金融機関とも連携することで、広大な北海道の各地へ知的財産の普及・啓発活動を日々実践している。支部設立 10 年を経て北海道内にもようやく知財インフラとしての機能が見え始めた印象である。当支部の活動を通じて弁理士が北海道内のお客様にとって身近で親しみやすい、かかりつけの弁理士として活用されることを願っている。

## 目次

1. 北海道支部の紹介
2. 北海道支部の知財普及・啓発活動の現状
  - (1) 常設無料相談会の実施
  - (2) 知財総合支援窓口への積極的な協力
  - (3) 知財経営コンサルティング勉強会によるトライアル
  - (4) 知的財産フォーラムの開催
  - (5) その他の知財研修講師の派遣協力
3. 知財関連諸団体との連携
4. わかりやすく親しみやすい広報活動
5. まとめ

## 1. 北海道支部の紹介

北海道支部は、札幌市に支部室を置き、主に北海道内の特許事務所、法律事務所、企業、大学、研究機関等に在籍する弁理士により構成されており、北海道全域を活動エリアとして様々な知的財産活動をサポートしている。平成 27 年 4 月現在、北海道支部に登録している弁理士数は 54 名である。他の 9 支部の中でも最も少ない人数であるが、近年、若い弁理士や北海道にランチを開設する特許事務所も増えており、ベテラン弁理士と若手弁理士が協力しながら少数精鋭で北海道内における知的財産の普及・啓蒙活動を推進している。

また、北海道支部は、都道府県の単位でみると、他の支部のような複数の都府県から構成されておらず、北海道という単一の地域で構成されている。従って、会員間や地方公共団体とも意思疎通がし易い環境にあ

る。しかし、北海道は広大である。その面積は 8 万 3456km<sup>2</sup>であり、例えば九州・沖縄 (4 万 4453km<sup>2</sup>) と四国 (1 万 8804km<sup>2</sup>) を足した面積よりも大きい。当支部会員の多くは札幌に在住しているが、道内の各地から知財セミナーや知財相談会の声がかかれば、ときには奥尻島や利尻島等の離島にまで出張することもある。このような知的財産の支援活動は会員のボランティア精神に支えられている面もあるが、会員の多くは北海道をこよなく愛しており、北海道内の中小企業にとって身近な知財の専門家として、かかりつけの医者ならぬ、かかりつけの弁理士を目指して活動している。

## 2. 北海道支部の知財普及・啓発活動の現状

北海道支部は、道内企業の事業活動の活性化を知的財産の側面からサポートすることを一つの重要な活動と位置付けている。

## (1) 常設知的財産相談会の実施

北海道支部では、毎週火曜日と金曜日に無料相談会を実施している。3 年以上の実務経験のある会員が輪番制で担当しており、年間 100 件程度の相談実績がある。無料相談会は支部設立当初から継続している定番活動である。知的財産に馴染みの薄い企業や個人に対しても、直接、弁理士が対応することもあって大変好評を得ている。地道な活動ではあるが、北海道支部の原点とも言える活動である。



無料相談会風景

## (2) 知財総合支援窓口への積極的な協力

北海道支部は、特許庁が推進する知財総合支援窓口にも積極的に協力している。当支部の会員の多くは札幌に拠点を置いているため、札幌圏外に在住するお客様が日常的に弁理士と会って相談できる機会は限られている。そこで、当支部では派遣登録した会員弁理士が知財総合支援窓口の知財専門家派遣制度を通じて道内各地の企業に直接訪問し、お客様の知財相談に応じている。前述したとおり北海道は広大であるため、各地方の派遣先が数百キロも離れている場所や移動に半日を要する交通不便な場所もあるが、各会員のボランティア精神によって高い実績を上げている。この知財専門家派遣業務は道内各地方のお客様にとって弁理士をより身近な存在として感じて貰える貴重な機会となっており、北海道内における知財活動の裾野を広げられるという大きな意義を有している。

また、2014年度からは知財総合支援窓口に弁理士が常駐すべく窓口知財専門家の派遣制度も始まったところ、北海道支部では全国で唯一、初年度から週2回(月曜と水曜)弁理士を知財窓口専門家として派遣している。この派遣制度を利用した北海道の対応件数は、全国都道府県の中でも上位10位以内に入り、特許庁や本会からも高い評価を得ている。当支部は知財総合支援窓口制度が弁理士業務をより一層企業に知って貰うチャンスと捉えており、北海道経済産業局特許室の担当者や受託機関である北海道発明協会の窓口知財アドバイザーらとも定期的に連絡会議を開催し、積極的に友好関係を築くことで道内の知的財産支援活動が円滑に進められるようにサポートしている。

## (3) 知財経営コンサルティング勉強会によるトライアル

近年、知的財産の視点から企業の経営の強み、弱みをあぶり出し、経営戦略の見直しや新戦略を企画する、いわゆる知財経営コンサルティングの重要性が注目されている。北海道支部においても、知財経営コンサルティング委員会の研修を通じて刺激を受けた有志らが、知財経営コンサルティング勉強会を立ち上げて活動している。ここ数年、北海道庁と協力して知財に興味を持っているが知財に馴染みの薄い中小企業を紹介してもらい、弁理士が企業に直接訪問して知財経営コンサルティングを無料で実践している。まだまだトライアルの段階であって、業務の掘り起こしの域を脱していないが、若手弁理士らが知的財産の発掘から権利化、活用という本来的な弁理士業務を経験し、業務の掘り起こしとともに弁理士業の醍醐味を実感できる良い機会になっている。

## (4) 知的財産フォーラムの開催

北海道支部の対外的なイベントとして、適切なタイミングとテーマで知的財産フォーラムを開催している。平成22年には旭川で知的財産の活用をテーマとして、特許侵害実務に関するセミナーをエンターテイメント形式で行うとともに意匠権による保護・活用の講演会を開催した。また、平成26年には札幌で道内企業が海外へ進出する際に知っておきたい知的財産権をテーマに講演会とパネルディスカッションを開催した。道内企業にとって一歩先を見据えるテーマを選び、道民に馴染みの深い方々に登壇いただいたおかげもあり、参加者が定員を越える程の好評を得た。定員100人規模の知財フォーラムの開催は、企画から講師の選定、交渉まで苦労も多かったが、当支部の積極的な活動姿勢を伝えることができて安堵している。また、知財フォーラムの成功は、当支部の頑張りだけでなく、知的財産支援センターや北海道経済産業局、北海道発明協会等の後援団体の協力があったからこそのものであり、とても感謝している。当支部だけでは足りないマンパワーを関係諸団体との連携で乗り切ることも大切な要素である。



知財フォーラムの風景

### (5) その他の知財研修講師の派遣協力

従前より地方公共団体や商工会議所等の各種諸団体からの求めに応じて知的財産のセミナー講師を派遣しているが、近年、学校関係者からの講師依頼も増えている。昨年、日本弁理士会が国立高等専門学校機構と知的財産に関わる協定を締結したところであるが、北海道内にも4つの国立高等専門学校が存在しており、以前より知的財産セミナー等に積極的に参加している。当支部としても知的財産支援センターと協力しつつ、将来を担う学生達に知的財産の重要性を伝える活動を進めていきたい。



知財研修講師の派遣風景

## 3. 知財関連諸団体との連携

北海道支部は、他の知財関連諸団体と緊密な関係を築いている点にも特徴がある。平成17年には、いち早く日本弁理士会が北海道と知的財産に関わる支援協定を締結したため、これを契機として小・中・高・大学や公的試験研究機関から知財セミナー等の要望が増

加し、北海道における知的財産の普及が速やかに進んだ。また、当支部設立に際し、北海道経済産業局特許室、北海道庁の機関である北海道知的所有権センター、北海道発明協会とともに『北海道知的財産情報センター』を構築しており、知的財産に関する様々な相談にワンストップで応えられる相談サービスを提供している。このワンストップサービス機能は道内の6つの地方都市にサテライト機能として配置され、テレビ会議を通じて現地にいながら相談に応じられる体制が整えられている。このような知財のワンストップサービスは全国各地で設立されたが、現在も維持できているのは北海道ぐらいであるとの話を聞く。土地柄ということもあるかもしれないが、先輩諸氏の時代から互いの業務や立場を理解し、リスペクトする心によって連携を維持できているように感じられる。

また、道内に知的財産保護の意識が浸透するのに伴って協力関係を築く機関も拡大してきている。以前より札幌弁護士会とは知財勉強会や知財仲裁センター等を通じて強い協力関係にあり、司法修習生を対象とする知的財産権講習会に協力もさせて貰っている。また、中小企業診断協会北海道とも相互に勉強会を開催し、必要に応じて中小企業診断士と一緒に企業を訪問して経営を意識した中で知的財産権の保護・活用の取捨選択を提案している。そして、昨年、日本弁理士会と中小企業診断協会とが相互協力する協定を締結したのを契機として、当支部は全国で最初に中小企業診断協会北海道と覚書を締結し、毎月1回のペースで具体的な相互協力を検討するための連絡会議を開催して連携強化を図っている。このような連携が増えた背景には、北海道の中小企業が単に知的財産権を取得するだけの段階から実際に活用して成果を求める段階に入ったという意識の変化がある。今後、弁理士は知的財産を取得するだけでなく、取得した知的財産権が企業のビジネスにどのような役割を果たし、どのように経営に活かすのか明確に意識する必要があるだろう。北海道支部としては、そのような企業ニーズに対してしっかりと応え、実績を残せるようにサポートしたいと思う。

さらに、知的財産権を利用・活用する場合には金融機関の協力も欠かせない。北海道支部は金融機関との連携も模索しており、担当者と情報交換を重ねている。金融機関は融資の際の担保として、不動産に限らず、知的財産などの動的資産も対象としており、知的

財産の価値評価も重要な業務になっている。従って、北海道支部は引き続き金融機関と情報交換し、弁理士に対するニーズを探っていきたい。

#### 4. わかりやすく親しみやすい広報活動

知的財産の保護の重要性を社会に広く周知するためには、弁理士のこともよく知って貰うことが大切であるが、一般に馴染みの薄い業務であるし、仕事柄、つい堅苦しく説明しがちであって難しい。北海道支部ではそのような説明しにくい弁理士業務について、知的財産をよく知らない方にも興味を持ってもらい、知って貰うきっかけとなるようなユニークで斬新な立て看板やパンフレット等を作成している。これらを知財セミナーやビジネスエキスポ等で配布したところ、手に取ってくれる方々が多く、好評である。知財セミナーを開催する関係諸団体からも喜ばれている。今後も上品さを失わないようにしつつ様々な工夫を凝らした広報活動にチャレンジしたいと思う。



立て看板広告

#### 5. まとめ

北海道支部は、今年度、支部設立10周年を迎える。支部活動は一年一年の積み重ねなので設立当初に10年先まで計画を立てたわけではないが、歳月の流れに沿って支部活動を顧みると、徐々に支部らしい姿に変わってきたように思える。10年前の当支部の登録弁理士数は21名であったが、実際に特許実務に従事している者は10名前後であった。現在は登録弁理士数が54名であり、実務者もそれなりに揃ってきた。弁理士が増えれば、道内のお客様が弁理士と出会う機会も増え、気軽に知財相談ができるようになる。知的財産業界の底上げに繋がるからとても好ましい状況である。また、以前であれば主に弁理士一人でお客様の相談に応じたり、知財セミナー等の講演を行ったりすることが多かったが、最近では北海道支部が受け皿となり、知財相談を充実させ、支部主催のセミナーも開催できるようになった。道内弁理士数の増加に伴う知財業務の数はまだ充分とは言えないが、新たなお客様を発掘するマンパワーは充実してきたように思う。

弁理士を中核とする知的財産の支援基盤は、産業における一種の知財インフラであって、産業界の発展には欠かすことのできないものである。支部設立10年でこの知財インフラが強くなってきたことを実感する。知財総合支援窓口など、国や地方公共団体による後押しも強くなってきた。このような流れに乗って北海道支部は今後も益々道内の知財インフラを強化すべく、知財関連諸機関と協力しながら盛り上げていきたい。

以上

(原稿受領 2015. 4. 17)



支部活動紹介パンフレット